



計画期間満了に伴い新たに策定した計画の概要などを紹介します

地域共生社会 実現計画

【計画期間】令和6年度～10年度

社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画です。

地域の実情に応じて「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせることによって地域福祉を再構築するという考えの下、持続可能な地域共生社会の実現に向けて、各種取り組みを体系化し総合的に推進

します。市HP ページ番号 365150
図地域共生社会推進課(☎504-2603、☎504-2169)

基本理念

市民の誰もが住み慣れた地域で、あらゆる主体の協働の下、それぞれに役割を果たしながら、お互いに支え合い、心豊かに暮らし続けることができる地域共生社会の実現

取り組み体系	取り組み項目
1 在宅生活を可能にする「公助」としての福祉サービスの整備	①在宅福祉サービスの充実・強化 ②福祉機器の活用の促進 ③福祉サービスを担う人材の確保・育成
2 地域で支え合う「共助」の仕組みづくりの促進	①支え合いの意識づくりと地域福祉活動への参画の促進 ②地域団体などの連携による持続可能な地域コミュニティづくりの促進 ③社会参加・交流の促進
3 地域住民などと支援関係機関による包括的な支援体制の構築	①地域住民などが地域における問題を把握し地域生活課題として解決を試みることができる環境などの整備 ②地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 ③多機関の協働による包括的な支援体制の整備
4 民間との連携・協働による地域福祉の推進	①社会福祉法人などによる公益的活動の促進 ②民間企業などとの協働による地域福祉活動の展開
5 安心して暮らすことのできる生活環境の整備	①住宅・居住環境の整備 ②福祉のまちづくりの推進 ③権利擁護の推進 ④貧困の状況にある世帯への支援の推進 ⑤要支援者の避難支援などの推進

障害者計画

【計画期間】令和6年度～11年度

障害者基本法に基づく市町村障害者計画です。

基本理念の実現に向けて、障害者関連施策を網羅する六つの施策の柱(右表)を掲げ、各柱に関連する施策項目を整理し、具体的な事業・取り組みを展開します。

市HP ページ番号 377297
図障害福祉課(☎504-2147、☎504-2256)

基本理念

障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域と共に創る「まち」広島を実現する

施策の柱	施策項目
1 虐待の防止・差別の解消と理解・交流の促進	①虐待の防止と差別の解消の推進 ②あらゆる障害や障害者についての理解の促進 ③市民の活動などの支援と交流の促進
2 安全・安心な生活環境整備の推進	①外出しやすいまちづくりの推進 ②安心して暮らせる住まいの確保の支援 ③防災・防犯などの対策と災害時支援対策の推進
3 相談支援の充実	①切れ目のない相談支援体制の整備・充実 ②権利や財産を守る取り組みの推進
4 地域生活支援の充実	①福祉サービスの必要な量と質の確保 ②保健・医療・リハビリテーションの充実 ③支援を担う人材の確保 ④情報・コミュニケーション支援の充実
5 発達支援と教育の充実	①総合的な発達支援の充実 ②自立に向けた教育の充実
6 活躍支援の充実	①スポーツ・文化芸術活動の促進 ②総合的な就労支援の充実 ③障害者雇用の拡大・定着

発達障害者支援体制 づくり推進プログラム

【計画期間】令和6年度～11年度

発達障害者への支援を総合的、計画的に進めていくため、障害者計画に掲げる施策実現に向けた具体的な事業・取り組みを定め、展開します。

市HP ページ番号 4697
図子ども青少年支援部(☎263-0683、☎261-0545)

取り組みの柱

- 1 早期発見、早期療育のための取り組み・体制の充実
- 2 療育・支援体制の充実
- 3 保育園など、幼稚園・学校などにおける支援の充実
- 4 地域生活支援と就労支援の充実
- 5 相談支援の充実
- 6 発達障害についての理解の促進と差別解消などに向けた取り組みの推進

障害福祉計画・ 障害児福祉計画

【計画期間】令和6年度～8年度

必要な福祉サービスや障害児通所支援などの提供体制の確保についての目標などを決めました。

市HP ページ番号 377809
図障害自立支援課(☎504-2148、☎504-2256)

各項目に関する目標を設定

- 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 地域生活支援の充実
- 福祉施設から一般就労への移行
- 障害児支援の提供体制の整備
- 相談支援体制の充実・強化
- 障害福祉サービスなどの質を向上させるための取り組みについての体制の構築

元気じゃけんひろしま21

【計画期間】令和6年度～17年度

健康寿命の延伸を目指す健康づくり計画です。

ライフステージに応じた個人の生活習慣の改善と望ましい生活習慣の定着による生活習慣病などの発症予防と重症化予防に重点を置き、社会全体で健康を支え守るための社会環境の整備を進めます。

市HP ページ番号 377735
図健康推進課(☎504-2980、☎504-2258)

基本方針

- ①生活習慣の改善と生活習慣病などの発症予防・重症化予防に取り組みます
- ②社会全体で健康を支え守るための社会環境の整備に取り組みます

- 市民の皆さんに取り組んでもらいたいこと(抜粋) -

区分	次世代(おおむね0～19歳・妊婦)	働く世代(おおむね20～64歳)	高齢世代(おおむね65歳以上)
	主食・主菜・副菜をそろえるなど、栄養バランスを意識した食事を心がける		
栄養・食生活	朝食を毎日しっかりとる	・塩加減を控えめにする ・1日あと1皿野菜をプラスする	・毎食1皿、魚や肉、卵、大豆製品などのたんぱく源をとる ・定期的に体重測定し、記録する
身体活動・運動	日常生活や学校で体をしっかり動かす	身近なウォーキングに取り組み、毎日プラス10分歩く	掃除や体操、ウォーキングなどで毎日40分は動く
	座り過ぎに注意し、こまめに動く		
休養・睡眠	・早寝、早起きをする ・ゲームやスマートフォンの使用時間と睡眠時間のバランスを保つ	・6時間以上の良質な睡眠をとる ・寝る前のスマートフォンの使用を控える	床に就く時間が8時間を超えないよう長時間の昼寝は控える
	「眠れない」などの苦しみを一人で抱えずに相談する 趣味やリラックスする時間をつくる		